

瓦屋根耐風改修工事費補助申請 必要書類（工事前）

※補助金交付決定通知前に工事着手（契約）すると補助金が受けられません。

■提出書類

○申請書（瓦屋根耐風改修工事費補助金交付申請書「第1号様式」）

- ・申請者は、建物所有者となります。（所有者が死亡している場合は、下記「誓約書」参照）
- ・建物登記にて所有者を確認します。（登記が無い場合は、課税台帳にて確認します。）

○有資格者による調査報告書等

- ・対象となる建物の瓦屋根が、基準に適合していないことがわかる書類を添付してください。

○調査者の資格証の写し

- ・上記の調査報告書等を作成した有資格者の資格証の写しを添付してください。

○現況写真

- ・対象となる建物全体を写したもの（1枚以上）を添付してください。

○見積書の写し

- ・裏面「見積書の内容について」参照。

○屋根面積求積図

- ・対象となる建物の屋根面積の求積図を添付してください。

○債権者登録申出書兼口座振込申出書

- ・印鑑を押印してください。（申請書に押印した場合は同一の印。認め印も可。）

■該当する場合に必要な提出書類

○委任状（代理の方が手続きを行う場合）

○誓約書（所有者が死亡しており、所有者に代わって親族が申請する場合）

- ・所有者の相続人または親族のみ申請可能です。

○同意書（所有者が複数存在する場合）

- ・申請者以外の方、全員の同意書が必要になります。

※見積書の内容について

○補助申請時に添付する見積書について、以下の点にご注意ください。

- ・宛名は申請者氏名（フルネーム）としてください。
- ・工事場所（地番）、見積年月日を記載してください。
- ・見積業者の社印、もしくは担当者印を見積書に押印してください。
- ・見積書の内容は、補助対象となる瓦屋根の改修工事のみとして下さい。
※その他の工事がある場合は、見積もりを分けてください。
- ・屋根面積は、少数点以下第2位まで記載してください。

■その他、不明な点は職員までお問い合わせください。

- 建築指導課（許可認定係） 059-354-8183（直通）
059-354-8404（FAX）

瓦屋根耐風改修工事費補助申請 必要書類（工事後）

■注意事項（重要）

○工事金額が変更となる場合は、必ず事前にご連絡ください。

- ・ 工事を行う前に変更の手続きが必要な場合があります。
- ・ 変更の手続きを行わない場合、補助金の交付ができなくなることがありますのでご注意ください。

○工事完了日から30日以内（かつ当該年度の3月20日まで）に報告が必要です。

- ・ 工事完了日＝領収書の日付となります。
- ・ 報告期日が休日の場合、その前日までに報告が必要です。
- ・ 報告期限を過ぎた場合、補助金の交付ができなくなりますのでご注意ください。

■提出書類

○実績報告書（瓦屋根耐風改修工事完了実績報告書「第5号様式」）

- ・ 告示基準とおりに工事されたことを確認した、工事監理者等による記名が必要となります。

○支払請求書（瓦屋根耐風改修工事費補助金支払請求書「第7号様式」）

- ・ 日付は未記入のまま提出してください。
- ・ 補助金の交付決定通知書（または変更承認通知書）を参照の上、記入してください。

○工事請負契約書の写し

- ・ 申請時の見積書の内容に基づく契約書であるか確認して下さい。
（同時に他の工事を行う場合は、必ず分けて作成して下さい。）
- ・ 契約日が補助金交付決定（変更承認）通知日以降であることを確認して下さい。

○領収書の写し

- ・ 上記契約に基づく領収書であるか確認して下さい。
（同時に他の工事を行う場合は、必ず分けて作成して下さい。）

○工事写真

- ・ 解体前、解体中、解体後の写真（各1枚以上）を添付してください。
- ・ なるべく同じ場所から全体を撮影してください。

■その他、不明な点は職員までお問い合わせください。

- 建築指導課（許可認定係） 059-354-8183（直通）
059-354-8404（FAX）